

情 個 審 答 申 第 1 0 号

平成 2 7 年 1 1 月 1 9 日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 高 木 絹 子

熊本市情報公開条例第 1 7 条の規定に基づく諮問について（答申）

平成 2 7 年 1 月 1 6 日付け、平成 2 6 年度諮問第 1 1 号で諮問を受けました下記の異議申立てについて、別紙のとおり答申します。

記

「まちづくりトーク」の抽選漏れに対する回答書の内容に係る、建築指導課が所管する文書等の開示請求拒否決定に対する異議申立てについて

別 紙

諮問第 1 1 号

答 申

第 1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った決定（請求拒否）は妥当である。

第 2 異議申立ての経緯

本件異議申立ては、異議申立人（以下「申立人」という。）が熊本市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、申立人に対して送付された「まちづくりトーク」の抽選漏れに対する回答書の内容に係る文書等として、熊本市西区にある施設について、最初の建築確認申請時において 2 基の L P G タンク（バルク貯蔵）がそれぞれ別系統であるとわかる図面（以下「本件文書Ⅰ」という。）、新設された建築物の土台となる石垣の安全性を調査分析等した調書等（以下「本件文書Ⅱ」という。）、新設された給水層・ポンプ・受水槽の土台となる崖の安全性を調査分析等した調書等（以下「本件文書Ⅲ」という。）、石垣の近隣の安全性を調査分析等した調書等（以下「本件文書Ⅳ」という。）、完了検査において受水槽が法的にも適合しているとした完了検査結果調書（以下「本件文書Ⅴ」という。）、この施設の周辺住民に対し、熊本市危機管理指針の「事前対策として、平常時から危機事象を想定して予防対策に最善を尽くすとともに、緊急対策及び事後対策の準備に万全を期すよう努めている」とする具体的な内容のわかる資料（以下「本件文書Ⅵ」という。）を開示請求したことに対し、実施機関が開示請求拒否（本件文書Ⅰについては不開示、本件文書Ⅱ以下については不存在）決定を行ったことについて、当該決定の取消を求めたものである。

第 3 申立人の主張の趣旨

申立人が、異議申立書及び意見書で主張した内容は、おおむね次のとおりである。

熊本市自治基本条例及び熊本市市民参画と協働の推進条例の条例理念を遵守するのであれば「不開示」・「不存在」とする市政執行は熊本市憲法違反である。

最初の計画申請時の 2 基の L P G タンク（バルク貯蔵）が別系統であるとする図面の開示請求に対し、熊本市情報公開第 7 条第 2 号、同条第 3 号ア及び同条第 4 号に該当して、開示することにより、家屋の間取り、構造等が明らかになり、その結果、住民等が犯罪等の被害をうけるおそれがあることと、設計者の知的財産権・著作権等が侵害されるおそれがあるため。となっている。

2 基の L P G タンクは、屋外に設置されている筈であり、タンクからの配管は誰でも眺望出来る筈であり、屋外でのガス配管が別系統であるかどうかの図式が、何故・家屋

の間取り、構造等が明らかになって、犯罪に結びつく事になるのか？異状反応の見解の記述であり、過剰反応による拒否反応は熊本市憲法・情報共有理念に違反している。速やかに開示交付すべきである。

それ以外の請求に対して、熊本市民の「あんしん・安全」を守り、安心して暮らせる生活環境を維持し、災害・減災害に勤めるべき責務があり、諸条令条例等を遵守すべき公僕が、「不存在」の市政執行であれば、「あんしん・安全」はどうでも良い？との事であり、熊本市職員の責務を喪失させた「不存在」となり、熊本市憲法理念を遵守しなくても良いとする立証証拠等となり、とても想像出来ない。よって、即刻「存在・開示」すべきである。

第4 実施機関の説明の趣旨

実施機関が、請求拒否理由説明書において主張した内容は、おおむね次のとおりである。

1 本件文書Ⅰについて

申立人が請求を行った図面は、平成25年6月28日に申請を受け付け、平成25年8月13日に建築基準法（昭和25年法律第201号）及び建築基準関係規定に適合するものとして確認済証を交付した際の申請図書の一部である。

当該図面については、一級建築士が設計を行い作成した図面であるため、開示にあたり開示の良否について設計者の意思確認をした結果、設計者から開示を拒否する旨の報告があった。よって、当課が設計者の意思に反し図面を開示することは、設計者の人格権である公表権を侵害するおそれがある。（確認申請書添付図面の公開の是非を問う同様の事件が、平成3年に東京高裁で結審しており、公表権の侵害を理由に、公開請求の訴えを棄却している【裁判年月日：平成3年5月31日 事件番号：平成1（行コ）69 事件名：公文書公開拒否処分取消請求事件】）

さらに、当該図面には、LPGガスの配管ルートや建築物内部の情報が含まれているため、図書を開示する事により、当該建築物の所有者・入居者等が犯罪等の被害を受けるおそれがある。

以上の事から、当該請求に対する図書は、熊本市情報公開条例第7条第二号、同条第三号ア及び同条第四号等に該当する情報と判断し、不開示とした。

2 本件文書Ⅱ、Ⅲ、Ⅳについて

建築確認とは、建築物の計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを判断する行為であり、確認を行う建築主事は、法律に従って建築計画の適法性を判断しなければならない。平成11年建設省住指発第201号通達において、建築確認の対象として「建築基準関係規定以外の法令の審査を行うことのないようにされたい。」とある。建築基準関係規定に基づく確認申請に必要な図書については、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第1条の3等に細かく規定されており、当該規定の中には申立人が請

求する調査分析調書は含まれておらず、当課が保有するものではない。

また、確認は、確認申請書に記載された内容について行うもので、現地調査や分析を行うものではない。

3 本件文書Ⅴについて

完了検査については、平成19年国土交通省告示第835号の指針に基づいて実施している。工事が完了した建築物については、建築基準関係規定に適合するように施工されているかどうかを、写真、書類による検査並びに目視、簡易な測定又は動作確認その他の方法により行うものであり、建築基準関係規定に適合する事が認められる場合は、検査済証を交付することとなる。

本件（受水槽も含む）に関しても、写真や目視に基づいて、適合性を確認しており、申立人が請求する検査結果調書なるものは、検査済証の交付に際して作成する必要がないことから、当課が保有するものではない。

4 本件文書Ⅵについて

建築する建築物の計画が、「建築基準関係規定」に適合しているか判断する行為が建築確認であり、完成した建物が「建築基準関係規定に適合しているか検査する行為が完了検査である。申立人がいう熊本市危機管理指針は、自然災害・その他災害を対象とした「熊本市地域防災計画」と、武力攻撃事態等を対象とした「熊本市国民保護計画」、事件・事故等の緊急事態を対象とした「熊本市事件等対処計画」からなる指針であり、「建築基準関係規定」とは無関係である。したがって、当課は、熊本市危機管理指針の具体的な内容のわかる資料を保有していない。

第5 審議会の判断

1 本件文書ⅠないしⅥについて

開示請求書及び異議申立書からすると、本件文書ⅠないしⅥは、熊本市西区にある施設の建設に係る建築確認及び完了検査に伴う次の文書等である。

(1) 本件文書Ⅰ

建築基準法第6条第1項に基づく確認を受けるため、建築主から実施機関に対して提出された確認申請書の添付図書である、当該施設の配管等が記載された図面

(2) 本件文書Ⅱ

建築確認において新設された建築物の土台となる石垣の安全性を調査分析等した調書等

(3) 本件文書Ⅲ

建築確認において新設された給水層・ポンプ・受水槽の土台となる崖の安全性を調査分析等した調書等

(4) 本件文書Ⅳ

建築確認において石垣の近隣の安全性を調査分析等した調書等

(5) 本件文書Ⅴ

完了検査において受水槽が法的にも適合しているとした完了検査結果調書

(6) 本件文書Ⅵ

この施設の周辺住民に対し、熊本市危機管理指針の「事前対策として、平常時から危機事象を想定して予防対策に最善を尽くすとともに、緊急対策及び事後対策の準備に万全を期すよう努めている」とする具体的な内容のわかる資料

2 判断に当たっての基本的な考え方

当審議会は、条例に基づき請求拒否の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 個別の判断

(1) 本件文書Ⅰについて

本件文書Ⅰは、建築基準法第6条第1項に基づく確認を受けるため、建築主から実施機関に対して提出された確認申請書の添付図面である。実施機関の職員が職務上取得した図面であり、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして保有しているものであるため、本件文書Ⅰは条例第2条第2号に規定する開示対象となる文書等である。

実施機関は、本件文書Ⅰは一級建築士が設計を行い作成した図面であり、LPGガスや給排水の配管ルートや建築物内部の間取りが含まれるものであるため、これを開示することにより設計者の公表権を侵害するおそれがあり、また、当該建築物の所有者・入居者等が犯罪等の被害を受けるおそれがあるとして、条例第7条第2号、第3号及び第4号に該当するものであり不開示としている。

よって、以下、本件文書Ⅰの条例第7条第2号、第3号及び第4号該当性について検討する。

ア 条例第7条第2号及び第3号該当性について

本件文書Ⅰは、建築物の断面図上に、LPGガスや給排水の配管ルート、使用される資材等が詳細に記載された図面である。この図面は建築物の外観等の意匠や構造設備等のそれぞれの設計者と協議を行い、建設費用等についても考慮したうえで、設計者の知識や技術、経験を駆使して作成された唯一無二の図面であり、設計者又は法人独自の創意工夫又はノウハウが含まれているため、著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1号及び第10条第6号に規定する著作物に該当するものと認められる。また、本件文書Ⅰは建築基準法第6条第1項に基づき、建築確認申請の際に実施機関に提出され、実施機関のほかには、本件異議申立てに係る建築物の建築主や工事関係者が保有又は確認したのみの未公表の図面であり、かつ、この開示につき、設計者は反対の意思を示しているものである。著作者の同意なしにこのような図面を開示することは、著作権法に規定される著作者人格権の1つである公表権を侵害するおそれがあるといえる。

また、前述したように、本件文書Ⅰには、これを作成した設計者又は法人独自の創意工夫又はノウハウが含まれており、これを開示することにより、その技術の盗用等、当該設計者又は法人に対し財産権その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

以上のことから、本件文書Ⅰは条例第7条第3号アに該当するといえる。

なお、実施機関は、本件文書Ⅰの開示が、その設計者である一級建築士個人の公表権を侵害するとして、条例第7条第2号該当性を主張している。しかし、通常一級建築士は、純粋な個人としてではなく、その資格の基に設計業務を遂行しており、その情報の性質上条例第7条第3号により判断することが適当であると考えられ、条例第7条第2号該当性の問題ではない。

イ 条例第7条第4号該当性について

本件文書Ⅰは、建築物の断面図上に、LPGガスや給排水の配管ルート、使用される資材等が詳細に記載された図面であるため、居室や共用トイレ、浴室等の建築物内部の各部屋の配置や間取り、それらの部屋へのLPGガスや給排水の配管ルート等の構造が詳細に把握できる図面である。一般的に、このような図面が開示可能となり、何人も開示請求を行えば当該図面の写しが入手可能となった場合、建築物への不法侵入等に利用される可能性があり、犯罪の予防や公共の安全等に支障が生ずるおそれがあると認められる。

申立人は、本件文書Ⅰにつき、実際に施行されていない廃棄処分の図面であるため、本件文書Ⅰは条例第7条第4号に該当しないと主張する。実施機関によると、確かに申立人の主張するとおり、本件文書Ⅰの提出後に建築計画の変更届出がなされているが、当該変更の内容はLPGバルク貯槽の位置の変更であり、この変更により本件文書Ⅰに記載されている各部屋の配置や間取り、配管ルート等の構造に影響を与えるものではなく、現在実際に建築されている建築物の各部屋の配置や間取り、配管ルート等の構造は、本件文書Ⅰを基に、その設計通りに建築されているものである。したがって、このような図面を開示することにより、前述したように犯罪の予防や公共の安全等に支障が生ずるおそれがあると認められるため、本件文書Ⅰは条例第7条第4号に該当するといえる。

以上のことから、本件文書Ⅰは条例第7条第2号、第3号及び第4号に該当するとして不開示決定を行った実施機関の判断のうち、本件文書Ⅰは条例第7条第2号に該当するとしたこと以外の実施機関の判断は妥当である。

(2) 本件文書Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴについて

実施機関は、本件文書Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴについて、建築基準関係規定に、その作成や提出が義務付けられている文書等ではないため不存在である旨主張している。

この点につき、審議会において、建築基準法施行規則第1条の3等の規定を確認したところ、申立人が求めているような図書及び書類の作成又は提出が義務付けられている規定を確認することは出来なかった。また、審議会事務局において、実施機関が

保有する、本件に係る建築確認申請及び完了検査に関連する文書等を網羅的に検分したが、申立人が開示を求める文書等の存在を確認することは出来なかった。

これに対し、申立人は、その求める文書等につき、存在をうかがわせるような事情を主張しておらず、文書の存在をうかがわせる合理的な理由は認められない。

以上のことから、本件文書Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴについては存在しないものと推定され、本件文書Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴにつき不存在であるとした実施機関の判断に不合理性は認められない。

(3) 本件文書Ⅵについて

本件文書が存在しないとする実施機関の説明は前記第4のとおりであり、本件文書に関しては所管を異にするため、不存在であるとすることに不合理性は認められない。これに対し、申立人の主張には文書の存在をうかがわせる合理的な理由は認められない。

よって、本件文書Ⅵは存在するとは認められない。

4 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	高	木	絹	子
会長職務代理者		大	江	正	昭
委	員	馬	場	啓	
委	員	澤	田	道	夫
委	員	魚	住	弘	久

〔参考〕

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
平成 27 年 1 月 16 日	熊本市長から諮問を受けた。
平成 27 年 2 月 26 日	実施機関から請求拒否理由説明書を受理した。
平成 27 年 3 月 31 日	異議申立人から請求拒否理由説明書に対する意見書を受理した。
平成 27 年 5 月 28 日	諮問の審議を行った。
平成 27 年 6 月 25 日	諮問の審議を行った。
平成 27 年 7 月 23 日	諮問の審議を行った。
平成 27 年 8 月 27 日	諮問の審議を行った。
平成 27 年 9 月 16 日	諮問、答申案の審議を行った。
平成 27 年 10 月 8 日	答申案の審議を行った。
平成 27 年 11 月 19 日	答申案の審議を行った。